

一 認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年<sup>内閣府、厚生労働省、農林水産省、令第一号</sup>）  
文部科学省、国土交通省、環境省

改正案

現行

（保険契約の移転に係る公告事項又は通知事項）

第十七条 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十七条第一項本文に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四 （略）

（保険契約の移転の認可の申請）

第十九条 改正法附則第三条第一項において読み替えて準用する法第百三十九条第一項の規定による認可の申請は、改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十七条第一項の異議を述べるべき期間経過後一月以内に、移転業者及び移転先法人の連名の認可申請書を行政庁に提出して行わなければならない。

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
い。

一～十一 （略）

十二 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十七条第一項本文の規定による公告又は通知をしたことを証する書面

（保険契約の移転に係る公告事項又は通知事項）

第十七条 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十七条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四 （略）

（保険契約の移転の認可の申請）

第十九条 改正法附則第三条第一項において読み替えて準用する法第百三十九条第一項の規定による認可の申請は、改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十七条第一項の異議を述べるべき期間経過後一月以内に、移転業者及び移転先法人の連名の認可申請書を行政庁に提出して行わなければならない。

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
い。

一～十一 （略）

十二 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十七条第一項の規定による公告又は通知をしたことを証する書面

十三〇十六 (略)

(保険契約の移転後の公告事項)

第二十条 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第四百十条第一項前段に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法百三十七条第一項から第三項までの規定(同条第一項ただし書の規定を除く。)による手続の経過

二 (略)

(再保険契約の責任準備金)

第四十四条 認可特定保険業者は、保険契約を再保険に付した場合において、次に掲げる者に再保険を付した部分に相当する責任準備金を積み立てないことができる。

一〇四 (略)

五 独立行政法人日本貿易保険

(保険契約の移転に係る公告事項又は通知事項)

第七十条 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法百三十七条第一項本文に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇五 (略)

十三〇十六 (略)

(保険契約の移転後の公告事項)

第二十条 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第四百十条第一項前段に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法百三十七条第一項から第三項までに規定する手続の経過

二 (略)

(再保険契約の責任準備金)

第四十四条 認可特定保険業者は、保険契約を再保険に付した場合において、次に掲げる者に再保険を付した部分に相当する責任準備金を積み立てないことができる。

一〇四 (略)

(新設)

(保険契約の移転に係る公告事項又は通知事項)

第七十条 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法百三十七条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇五 (略)

(保険契約の移転の認可の申請)

第七十二条 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第三十九条第一項の規定による認可の申請は、改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第三十七条第一項の異議を述べるべき期間経過後一月以内に、認可申請書を移転業者の行政庁に提出して行わなければならない。

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
い。

一〇十一 (略)

十二 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第三十七条第一項本文の規定による公告又は通知をしたことを証する書面

十三・十四 (略)

十五 次のイからハまでに掲げる移転先会社の区分に応じ、当該イからハまでに定める行政機関が作成した書面であつて、当該保険契約の移転が改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第三十九条第二項第一号(移転先会社に係る部分に限る。及び第二号に掲げる基準に適合する旨の意見(移転先会社が認可特定保険業者である場合にあつては、当該保険契約の移転に係る特定保険業者が当該保険契約の移転を受ける前に当該移転先会社の行つていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められる旨の意見を含む。)が記載されたもの(当該行政機関が移転業者の行政庁と同一であるときを除く。))

(保険契約の移転の認可の申請)

第七十二条 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第三十九条第一項の規定による認可の申請は、改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第三十七条第一項の異議を述べるべき期間経過後一月以内に、認可申請書を移転業者の行政庁に提出して行わなければならない。

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
い。

一〇十一 (略)

十二 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第三十七条第一項の規定による公告又は通知をしたことを証する書面

十三・十四 (略)

十五 次のイからハまでに掲げる移転先会社の区分に応じ、当該イからハまでに定める行政機関が作成した書面であつて、当該保険契約の移転が改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第三十九条第二項第一号(移転先会社に係る部分に限る。及び第二号に掲げる基準に適合する旨の意見(移転先会社が認可特定保険業者である場合にあつては、当該保険契約の移転に係る特定保険業者が当該保険契約の移転を受ける前に当該移転先会社の行つていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められる旨の意見を含む。)が記載されたもの(当該行政機関が移転業者の行政庁と同一であるときを除く。))

イ 認可特定保険業者 その行政庁

ロ 保険会社、外国保険会社等又は少額短期保険業者（令第四十八条第三項の規定により金融庁長官の指定する少額短期保険業者に限る。） 金融庁長官

ハ 少額短期保険業者（ロに掲げる者を除く。） その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）

十六〇十八（略）

3（略）

（保険契約の移転後の公告事項）

第七十三条 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第四十条第一項前段に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第三十七条第一項から第三項までの規定（同条第一項ただし書の規定を除く。）による手続の経過

二（略）

（業務及び財産の管理の委託の認可の申請）

第七十七条 改正法附則第四条第十四項において読み替えて準用する法第四十五条第一項の規定による認可の申請は、認可申請書を委

イ 認可特定保険業者 その行政庁

ロ 保険会社、外国保険会社等又は少額短期保険業者（令第四十七条の二第三項の規定により金融庁長官の指定する少額短期保険業者に限る。） 金融庁長官

ハ 少額短期保険業者（ロに掲げる者を除く。） その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）

十六〇十八（略）

3（略）

（保険契約の移転後の公告事項）

第七十三条 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第四十条第一項前段に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第三十七条第一項から第三項までに規定する手続の経過

二（略）

（業務及び財産の管理の委託の認可の申請）

第七十七条 改正法附則第四条第十四項において読み替えて準用する法第四十五条第一項の規定による認可の申請は、認可申請書を委

託業者（改正法附則第四条第十四項において読み替えて準用する法第四百四十四条第二項に規定する委託業者をいう。以下この条及び次条において同じ。）の行政庁に提出して行わなければならない。

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
い。

一～六（略）

七 次のイからハまでに掲げる受託会社の区分に応じ、当該イからハまでに定める行政機関が作成した書面であつて、当該認可の申請に係る業務及び財産の管理の委託が改正法附則第四条第十四項において読み替えて準用する法第四百四十五条第二項第一号（受託会社に係る部分に限る。）及び第二号に掲げる基準に適合する旨の意見が記載されたもの（当該行政機関が委託業者の行政庁と同一であるときを除く。）

イ 認可特定保険業者 その行政庁

ロ 保険会社、外国保険会社等又は少額短期保険業者（令第四十条第三項の規定により金融庁長官の指定する少額短期保険業者に限る。） 金融庁長官

ハ 少額短期保険業者（ロに掲げる者を除く。） その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）

八（略）

3（略）

託業者（改正法附則第四条第十四項において読み替えて準用する法第四百四十四条第二項に規定する委託業者をいう。以下この条及び次条において同じ。）の行政庁に提出して行わなければならない。

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
い。

一～六（略）

七 次のイからハまでに掲げる受託会社の区分に応じ、当該イからハまでに定める行政機関が作成した書面であつて、当該認可の申請に係る業務及び財産の管理の委託が改正法附則第四条第十四項において読み替えて準用する法第四百四十五条第二項第一号（受託会社に係る部分に限る。）及び第二号に掲げる基準に適合する旨の意見が記載されたもの（当該行政機関が委託業者の行政庁と同一であるときを除く。）

イ 認可特定保険業者 その行政庁

ロ 保険会社、外国保険会社等又は少額短期保険業者（令第四十条第二第三項の規定により金融庁長官の指定する少額短期保険業者に限る。） 金融庁長官

ハ 少額短期保険業者（ロに掲げる者を除く。） その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）

八（略）

3（略）

(合併の認可の申請)

第八十九条 認可特定保険業者は、改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第六十七条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、吸収合併存続法人の行政庁に提出しなければならない。

一〇十五 (略)

十六 次のイからニまでに掲げる吸収合併消滅法人の区分に応じ、当該イからニまでに定める行政機関が作成した書面であつて、当該合併が改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第六十七条第二項第一号(吸収合併消滅法人に係る部分に限る。)に掲げる基準に適合する旨の意見が記載されたもの(当該行政機関が吸収合併存続法人の行政庁と同一であるときを除く。)

イ・ロ (略)

ハ 移行法人(改正法附則第五条第五項の規定により移行登記(同項に規定する移行登記をいう。))をした日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行う同項に規定する移行法人をいう。ニにおいて同じ。)(令第四十八条第一項の規定により金融庁長官の指定する移行法人に限る。) 金融庁長官

ニ (略)

十七 (略)

(合併の認可の申請)

第八十九条 認可特定保険業者は、改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第六十七条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、吸収合併存続法人の行政庁に提出しなければならない。

一〇十五 (略)

十六 次のイからニまでに掲げる吸収合併消滅法人の区分に応じ、当該イからニまでに定める行政機関が作成した書面であつて、当該合併が改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第六十七条第二項第一号(吸収合併消滅法人に係る部分に限る。)に掲げる基準に適合する旨の意見が記載されたもの(当該行政機関が吸収合併存続法人の行政庁と同一であるときを除く。)

イ・ロ (略)

ハ 移行法人(改正法附則第五条第五項の規定により移行登記(同項に規定する移行登記をいう。))をした日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行う同項に規定する移行法人をいう。ニにおいて同じ。)(令第四十七条の二第一項の規定により金融庁長官の指定する移行法人に限る。) 金融庁長官

ニ (略)

十七 (略)

2  
(略)

(顧客に対する説明)

第九十四条 改正法附則第四条の二において読み替えて準用する法第  
二百九十四条第三項第三号に規定する主務省令で定める事項は、所  
属認可特定保険業者のために保険募集を行う者の商号、名称又は氏  
名とする。

2  
(略)

(顧客に対する説明)

第九十四条 改正法附則第四条の二において読み替えて準用する法第  
二百九十四条第三号に規定する主務省令で定める事項は、所属認可  
特定保険業者のために保険募集を行う者の商号、名称又は氏名とす  
る。

二 認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令（平成二十五年<sup>内閣府、総務省、法務省、令第一号</sup>）

<sup>文部科学省、厚生労働省、農林水産省、</sup>  
経産省、国土交通省、環境省

改正案

現行

附則

（経過措置）

第二条 この命令による改正後の認可特定保険業者等に関する命令第七十一条の二の規定は、この命令の施行後にされる保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第四条第十一项において読み替えて準用する保険業法（平成七年法律第百五号）第三百三十七条第一項本文の規定による公告又は通知に係る保険契約の移転について適用し、この命令の施行前にされた同項の規定による公告又は通知に係る保険契約の移転については、なお従前の例による。

附則

（経過措置）

第二条 この命令による改正後の認可特定保険業者等に関する命令第七十一条の二の規定は、この命令の施行後にされる保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第四条第十一项において読み替えて準用する保険業法（平成七年法律第百五号）第三百三十七条第一項の規定による公告又は通知に係る保険契約の移転について適用し、この命令の施行前にされた同項の規定による公告又は通知に係る保険契約の移転については、なお従前の例による。